

### 特集

巻頭言

座談会

論文

施策紹介

体験記

解説

特別寄稿

カラー

# 芸術文化政策の推進

真の文化国家を目指して

坂本朝一 6

芸術文化の振興

(出席者) 遠山一行／永井多恵子／福原義春／(司会) 渡辺通弘

8

芸術活動と国際交流

これからの日中美術

丹羽正明 16  
桑原住雄 20

関係者の念願がここに実現  
表情のある国へ

文化庁長官官房総務課

24

「芸術文化振興基金」発足に思う

堤 清二

26

芸術文化振興基金に望むもの

小泉 博

27

どこを活力源とするか

細川護熙

28

助成事業の概要

渡辺浩子

29

現代の遣唐使

日本芸術文化振興会基金部

30

東京のある文化運動

横井 茂

32

文化政策国際会議報告

糟谷道明

34

文化財保護行政の歩み

柳田敏司

43

学校建築の今昔城西小学校

人ここの道阪田誠造

74

人間国宝登場六世宗家 藤間勘十郎

わがまちの教育文化⑤清水市

76

名作シリーズ北野天神縁起

ことばの小箱／やさしい教育用語の解説

78

文化財紹介アジア航海図

私の選ぶ一冊

82

表紙 3

72715655545150

お知らせ  
ふるさとのうた五木の子もり歌  
焦点：文教施策  
吉田 靖  
科学のひろば宇宙科学研究所②  
海外教育ニュース  
郷土に生きる教育家群像①神奈川県  
鑑賞席西大寺展  
読者からのたより  
編集後記  
84 83 82 78 76 74

# 文化政策国際会議報告

文化庁は、去る二月二〇日から二二日まで、東京の経団連会館国際会議場で「文化政策国際会議」を開催した。

この会議は、社会における文化の役割の重要性の増大にかんがみ、文化政策の推進に当たつての国際的協調及び文化政策分野における国際協力の推進を図ることを目的に開催されたものである。

## 参加者

会議には、経済的・社会的背景が共通しているカナダ、フランス、ドイツ連邦共和国、イタリア、イギリス、アメリカ合衆国及び日本の七か国の文化担当省庁、文化機関などの高級行政官などの文化政策関係者並びにユネスコ事務局及びEC委員会の代表の二二名が参加した。

またオブザーバーとして、関係国大使館担当官、日本の地方公共団体、文化団体等の関係者合計約一五〇名が参加した。

各国の参加者は次のとおりである。(以下、役職名はすべて当時)

カナダ

ロバート・スピックラー

(カナダ・カウンシル事務次長)

フェルナンド・タンガイ

(外務省国際文化関係局長)

小泉 博

(財)日本芸能演劇家団体協議会専務理事

小倉和夫

(外務省大臣官房文化交流部長)

(代理)

遠山敦子

(文化庁次長)

内藤昌平

(外務省大臣官房文化交流部参事官)

イギリス

イーアン・リード

(英国芸術評議会芸術調整部長)

J・A・バーネット

(ブリティッシュ・カウンシル駐日代表)

アメリカ合衆国

ルース・ベレンソン

(全米芸術財団(NEA)プログラム・国際交流担当副会長代理)

アン・ラディチェ

(米国情報交流庁教育文化局創造芸術部長)

ジェラルド・ヨシトミ

(日米文化会館専務理事)

ユネスコ

メイト・コヴァク

(文化・コミュニケーション部門文化研究政策部文化政策課長)

EC

ルネ・アンドレ

フランス

ジャン・フランソワ・シュネ

(文化・コミュニケーション・大型事業・二百年記念省専門顧問)

ベルナル・グルネイ

(会計検査院参事官・比較文化政策専門家)

ドイツ連邦共和国

ゲルハルト・コノウ

(ノルトライン・ヴェストファーレン州文化省政務次官)

ウェディゴ・クラフ・フォン・ウェーデル

(在日大使館文化担当一等参事官(文化部長))

イタリア

エンリコ・アンジオリ・フェローニ・カルリ

(外務省調査企画局参事官)

カルラ・ボード

(経済計画研究所文化政策主任研究員)

日本

坂本朝一

(文化政策推進会議会長・元NHK会長)

三浦朱門

(元文化庁長官・作家)

犬丸 直

(ユネスコ・アジア文化センター理事長・元文化庁長官)

植木 浩

(文化庁長官)

## 議題一 文化政策の現状と課題

会議では、①芸術創造活動の振興、②地域における文化の振興、③国と企業・財団等民間との協力、を中心に、各国・機関の文化政策の現状と課題について討議が行われた。

## 議事の進行

参加者の互選により指名された次のとおり議長、副議長などにより議事は進められた。議長…坂本朝一氏(日)副議長

(サブ議題1議長)…ラディチェ氏(米)

(サブ議題2議長)…スピックラー氏(加)

(サブ議題3議長)…シュネ氏(仏)

ラポルトウール・リード氏(英)

リッド・ヨシトミ氏(米)

リード・ヨシトミ氏(米)

(サブ議題1)…グルネイ氏(仏)

(サブ議題2)…コノウ氏(西独)

(サブ議題3)…ボード氏(伊)

## 文化庁長官の開会あいさつ

植木浩文化庁長官は主催者を代表して、大要次のようなあいさつを行った。



あいさつをする植木長官(当時)

文化の振興と普及は、いずれの国においても国政の重要な課題となりつつあるが、これに対応するため、文化庁では「文化政策推進会議」を設けるとともに、「芸術文化振興基金」の創設に着手している。この会議において各国の文化政策の現状と課題が明確にされ、参加国相互の協力が促進される契機となることを期待する。

## 三浦朱門氏による基調講演

三浦朱門元文化庁長官が「現代社会における文化と文化政策の役割」と題する基調講演を行った。その要旨は次のとおりである。

相互に理解可能で、尊敬に値し、しかも活力に満ちた文化を創造するためには、各国政府は、文化の交流の機会を提供しなければならぬ。同様のことが、地域文化の振興についても言える。すなわち、地域文化を振興するためには、全国レベルでの発

表の場を設ける必要がある。創造活動に対する政府の関与は、限定的なものでなければならず、例えば、芸術の発表と鑑賞の機会の提供や文化施設の整備など、芸術家が創造しやすい環境の整備を中心とすべきである。商業的に成り立たない優れた舞台芸術や音楽に対する支援が必要である。

今後、政府間の協力が強化され、国際交流が活発になることによって、国内の文化が洗練されたものとなり、人類の普遍的文化に昇華することが期待される。

## 国際機関報告

① ユネスコの文化活動の理念と事業について  
(コヴァク文化政策課長の報告)

ユネスコは、各国の文化政策が、急速に変化する経済的、社会的、文化的生活と一般の人々及び芸術家のニーズと願望の変化に適合することを重視している。

この観点から、開発の文化的側面の認知、文化的アイデンティティの保持と高揚、文化的生活への参加の拡大及び国際文化協力の促進を目的として始められた「世界文化発展の十年」の展望の中で、すべての国々及び関係国際機関は文化政策の充実に努力すべきである。

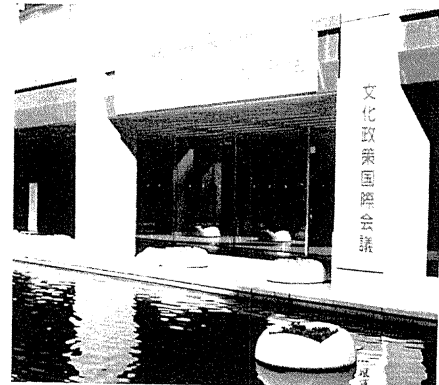
② ECの現状報告(アンドレ文化部長の報告)

ECは、その加盟諸国間の壁を解体・撤去し、物、人、サービス及び資本の自由な移動を確保しようとしている。

ヨーロッパは、単に金と物ではなく、何世紀にもわたりその特色となってきた自由で人道主義的な、キリスト教の伝統にのっとりた理念としてのヨーロッパを建設しようとしているのである。

EC委員会は、自分のことだけしか見ないヨーロッパには関心はない。ヨーロッパは、古代当初から常にそうであったように、他文化に対し開放的であることが大切である。

ECの任務は、ヨーロッパの概念に対する認識を十分な理解にまで深めることである。



会議場正面

③ 国と企業・財団等民間との協力

○ 芸術支援のための資金集めについて公的機関と民間との協力をさらに発展させる方途を探る必要性

○ チャレンジングラント(国の補助金と民間資金の組合せ)や税制上の優遇措置を含む資金集めの仕組みの拡大

○ 芸術団体における十分訓練された経営管理者の重要性と資金調達能力と芸術的視野とを併せ持つ経営管理の必要性

○ 資金提供者や後援者等が芸術経営管理者にかかる負担。そうした負担は、最高の水準の芸術を生み出すという本来の目的から芸術団体の目をそらせることがある。

## サブ議題一 芸術創造活動の振興

リードオフスピーチを行ったグルネイ氏は、芸術創造活動に関する見解を述べるとともに各国報告書に基づき、参加者に次の六つの問題を提起した。

① 創造活動振興に関する決定では、意見の対立は避けられないのか、それとも意見の一致はあり得るのか。

② 援助や助成金が真にそれを必要とする人々に渡っているのか。

③ 今後の芸術の発展に決定的な役割を果たす芸術創造者に、十分な資金を与える必要がある。彼らの創作的作品が失われてしま

そうした理解によってのみ、本当のコミットメントが生まれ、また、そのような理解によってのみ本当の世界市民という考え方が出てくるのである。

## 各国カントリーレポートの紹介

参加各国の文化の状況及び文化への取組について議題に掲げられた①芸術創造活動の振興、②地域における文化の振興、③国と企業・財団等民間との協力、などを中心に、英語国名ABC順に各国の現状と課題について報告が行われた。

この報告の中で、

① 今日の激変する社会において文化の果たす役割の重要性が強調された。文化はその社会の存在意義を自ら及び他の社会に対し、明らかにすること及び芸術家や芸術団体は経済的かつ企業的な資源としても重要であることが指摘された。

また、質の高い芸術に対する一般大衆のアクセスの重要性についても言及された。

② 各国はそれぞれ中央、地方、あるいは独立した援助機関などのいろいろな組合せからなる財政基盤を作り出した。しかしながらそれらは適当でない場合もみられ、省庁間や中央、地方の政府間の話し合いや協議による改善が提言された。

③ 前に、いかにして速やかにこの目的を達成できるのか。

④ 現代文化、伝統文化の粋を流布するため、ビデオ収録等近代技術を適切に用いているか。

⑤ いかにして検閲や自己検閲(検閲よりも悪い)を避けることができるか。

⑥ 地域当局は、質の高い事業を実施するのに必要な専門知識をもっているか。各国において、地域の政策決定は実施されているか。

以上の問題提起に対し、参加者から次のような意見が出された。

① すべての社会において芸術は中心的な役割を果たしているが、近代化が文化活動へのアクセスを制約する可能性がある工業化社会では、特に重要である。

② 芸術家は創作については、他と妥協しないものである。したがって、質が何より重要であり、多様化が不可欠であり、意見の対立は避けられない。

しかし、芸術的創造を促進する環境をつくり、持続させるのは、芸術政策決定者や行政官の役割であり、その場合、公的資金供給者は、科学における研究開発と同様、当局や支援する芸術家がいつも成功するとは限らないことを理解せねばならない。

③ 新しい作品の創造に対する支援と過去の

- ③ 文化の支援及び政策決定に地域コミュニティを参加させる必要性
  - ④ 大都市から小さなコミュニティへの芸術家や芸術団体による巡回活動の重要性
  - ⑤ 伝統的、民俗的活動を含む地方の文化的表現を奨励することの重要性
  - ⑥ 過疎地域の人々による過疎地域の人々のための芸術活動を開発するための問題と方法
  - ⑦ 地方における文化活動を発展させるための熟練した芸術家及び行政官の必要性
  - ⑧ 芸術家と施設に対する資金供給の必要なバランス
  - ⑨ 市町村、地域、中央機関間の、財政を含む文化発展のための自治的で独立した責任分担システムの創造
- サブ議題③
- ### 国と企業・財団等民間との協力
- コノウ博士がリードオフスピーチを行い、次のような質問を提起した。
- ① 公の芸術支援と民間の芸術支援との間に矛盾があるか。
  - ② ある国では公的な資金にはひも付きが多すぎるおそれがあることが報告され、一方他の国では、ひも付きは民間資金の場合だと言う。これは実は人為的なジレンマである。資金の多元化は、積極的な連携さえ図られるのなら歓迎すべきである。



会議場

- ⑤ 芸術家は我々社会の注解者としての役割を果たす。芸術家の作品は世論によってではなく質に基づいて支援されねばならず、検閲から守られるべきである。
- ⑥ すべての市民が芸術に参加することが大切である。「芸術」の定義では「高度な文化」
- ⑦ このことは限られた資金のより効果的な活用を奨励するため、あらゆるレベルの公的、私的機関間の緊密な協力が必要とする。芸術家が政策決定過程や文化機関等に参加すればインパクトはより効果的なものとなる。

## 特集●芸術文化政策の推進

にのみ焦点を当てるべきでなく、文化的伝統、文化的多様性、我々の日常生活における芸術についても配慮すべきである。芸術家の養成及びすべての人々に対する芸術教育も支援することが重要である。

- ⑦ 科学技術の変革の前後及びその最中に芸術家が関与することは、新しい科学技術が芸術家の職を奪うのではなく、芸術及び芸術家を支えるような形で我々の文化に導入される上で重要な役割を果たす。

### サブ議題② 地域における文化の振興

- コノウ博士は、リードオフスピーチで、各参加者の報告を踏まえ、次のような問題提起を行った。
- ① 地方公共団体が文化の振興に果たす役割の重要性。
  - ② 人々が生活する場で、芸術活動が行われること。
  - ③ 単に伝統的な形態の文化の保持のみならず、例えば、視聴覚やコンピュータ技術の使用などの新しい形態の文化の振興及び青少年、女性や環境に対応する文化の振興。
  - ④ 過疎地域が既存の文化機関を利用することは難しい。このため、地域の諸問題に対応した独立した都道府県、市町村の芸術振興機関間のネットワークと中央の文化計画



同博士は続いて官民の支援について四モデルを示した。

- ① 政府機関主導—民間資金は公的指導に従う。
- ② 企業主導—公的資金が民間のイニシアチブに従う。
- ③ 責任分担—それぞれが独立した活動を行う。
- ④ 両者連携—最も実現が難しいが、最も望ましいモデルで、官民共同による文化活動支援団（コンソルシウム）がその例となる。

システムを組み合わせることが必要。

- ⑤ 単に文化活動を提供するのではなく、人々を音楽学校、公開テレビ番組等を通じ文化に参加させる機会の拡大
  - ⑥ 新しい傾向の芸術やパフォーマンスと新しい社会的文化の発展を奨励するに当たっての地方公共団体の役割
- コノウ博士は、さらに西ドイツにおける文化支援の三段階体制について説明した。
- ① 対外文化政策や大規模で著名な文化機関、著作権法などの文化に関する法律に責任を負う連邦政府
  - ② 文化活動の支援と発展に第一義的責務を負う地方当局
  - ③ 以上二つのレベルの当局の間に地域当局として位置付けられる州
- また、同博士は、広範囲な文化活動のための中央、州、市町村レベルの制度及び官と民の支援制度のバランスをよくとることの重要性を強調した。
- 続いて参加者は次のような討議を行った。
- ① 様々な市町村や州の間で文化支援のバランスをとることの難しさ
  - ② 学校、病院、工場、博物館、図書館に所属し地域コミュニティで働く地方派遣芸術家（artists in residence）の役割

- 続いて参加者は以下のような討議をした。
- ① 税法、財団設立及び文化への民間寄附が各社会において文化の将来に与える影響。
  - ② 民間のスポンサーが過度に大規模で「商業的」なイベントに焦点を当てることに対する懸念。したがって、公共部門は商業的に成り立つことがより困難な活動を支援する役割がある。
  - ③ 現在官民協力がより注目されているのは、芸術を支援する十分な公的資金がないからである。多くの公的政策機関が民間の寄附を増加させる方法を探している。
  - ④ 芸術団体の「募金創設者」、「友の会会員」、「寄附者」としての個人の任務。
  - ⑤ 企業と公共部門の協力の成功の事例、追加の支援があれば助かる優れた事業の例。
  - ⑥ 政府と民間部門及び政府諸部門間の連携（パートナーシップ）を確立することの重要性。
  - ⑦ 芸術目的ではなく、直接的な企業目的に焦点を当てすぎた企業寄附に関する懸念。また、よい模範となる事業例を周知させることの重要性。
  - ⑧ 公の芸術機関の支援の成否を左右する要因となっている専門的知識をもつ職員の配置と仕事の手順の重要性について民間部門も考慮するようにすること。
  - ⑨ 民間による後援はかなり新しい現象であ

ることから、文化発展に対する効果を確認するための適切な研究調査の実施の必要性。

⑩ これまでの議論で指摘され再度言及するに値する点は、様々な文化システムに新しい科学技術を導入することのインパクトを公共部門及び企業が共同して考える必要があることである。

### 議長総括

坂本議長は、次のような諸点を討議の結論として、会議を締めくくった。

時間的な制約のため、全議題を通じて十分な議論を尽くすことができたとは言えない。特に国際文化交流について、より踏み込んだ討議が必要であるとの意見が強く出た。しかしながら、本会議は大きな成果をあげることができた。参加者は文化の諸問題について、参加各国が、その背景と制度的機構の違いにもかかわらず、極めて多くの共通の課題を持ち、また問題解決に当たっての文化政策の役割について一致した認識をもっていることが確認された。

会議を通じて参加者が合意したのは、次の諸点である。

① 文化は社会において人々の知的、感性的な活動を象徴するものであり、いずれの国においてもその振興政策に高い優先度が与

えられるべきである。脱工業化時代における技術的革新のときにあつて芸術は我々の社会において人間化への重要な役割を担っている。ある子どもは次のように言った。

「芸術は私を人間だと感じさせてくれる」。

② 芸術家に対する尊敬と支援は不可欠であり、各国はこのための総合的な政策をもつべきである。

③ 今日文化は経済と社会生活の両者に対してますます重要な役割を担っている。いかなる社会にも存在する多様な文化的伝統を反映するためには「文化」という言葉のより広い定義が必要である。

④ 大都市と地方の間の文化的不平等を解消し、文化活動への市民の大幅な参加を促進するためには、人々の生活に身近な地方での文化活動の振興が不可欠なものになってきた。公的な文化政策と事業はより多くの人々がその政策決定過程に影響を与えることができるべきにより効果的なものになる。

⑤ 広範囲にわたる芸術文化の振興に当たって中央と地方の公的機関、及び公的機関が企業、財団、個人を含めた民間との協力（パートナーシップ）を進めることは、文化振興の財源を確保し、新しい財源を生み出すためとともに、社会のすべての領域が文化発展に関与することを促進するのに不可欠

である。

さらに次の諸点についても合意した。

① 本会議で討議された諸問題が引き続き国内的、二国間、国際的な各種の場でより深く討議されることが望ましい。

② 今回の参加国が共通の問題の解決に向けて再度意見交換・協議の機会をもつことが望まれる。

③ これら共通の問題について参加国間で組織的な情報交換と比較研究調査を進めるべきである。

④ 政策と事業の遂行のために地方の公的機関、芸術団体、芸術家の代表等が集まり、情報と経験の交換を行うことが望ましい。

⑤ 本会議で討議された諸問題を解決し、芸術文化をさらに振興するために、参加各国の間で、もし必要であれば二国間でも、共同事業を企画するよう努力されるべきである。

文化庁では、本会議での結論を踏まえ、文化政策の推進に当たって、参加各国の関係省庁・機関との連携を更に強化することとしている。

# 特集 ● 新しい時代の 教育委員会

●巻頭言  
求められる「連携協力」体制  
高倉 翔

●座談会  
これからの教育委員会に  
期待されるもの

（出席者 石川 忠雄／奥山 桂／上寺久雄  
伊藤政子／司 倉小野元之

●論文

岐路に立つ教育委員会——松井一磨  
生涯学習社会と教育委員会——牧 昌見  
地域おこしと教育委員会——安彦文司  
●教育長から一言  
全都道府県・政令指定都市教育長

人この道  
わがまちの教育・文化  
ことばの小箱  
科学のひろば  
ふるさとをうた  
郷土に生きる教育家群像

今井信子  
福井県宮崎村  
野元菊雄  
宇宙科学研究所  
兵庫県教育委員会  
宮城県

## 編集 集 後 記

▽最近 芸術文化に対する国民の関心が強まっています。これはほんとうの豊かさを物だけでなく、心で確認をしたいという証でしょうか。今月号は、「芸術文化の推進」というテーマで特集を組みました。

▽芸術文化の関心が強まる中で、足した、芸術文化振興基金のうち、一〇〇億円を超える額は企業からの寄付によるものです。この寄付に向けての関係者のご苦労は大変なものであると思いますが、芸術文化の振興という高い理想のもとに、企業の方々のご理解とご協力を得て、まず財政基盤を確立し、基金の運営を軌道に乗せていたいただきたいものです。

▽一方、忘れてはならないのは、

この寄付金は、そこに働く関係者のご苦労とご努力の結果、生み出された大切な資金であることです。▽また、芸術文化の振興方策は、これまでも数多く行われてきましたが、この基金の発足を契機に更に充実し、芸術文化の振興が一層図られることを、読者のみなさまとともに期待したいと思います。

▽この四月に希望と夢を胸にした新入生、新規採用の教職員のみならず、学校での生活も早いもので四か月を経過しました。

▽新しい生活環境での出会い、喜び、とまどい、苦しみなどいろいろなことがあったと思いますが、この夏休みにしっかりと充電していただき、新学期を楽しく迎えていただきたいものです。（S・K）

### 投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿を歓迎します。本誌を読んでのご感想、ご意見をどしどしお寄せください。

●投稿規定

①一件につき四〇〇字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記（誌上匿名可） ③掲載分には薄謝進呈 ※文章を一部手直しさせていただくことがあります。

●送り先

〒100 東京都千代田区霞が関三―二―二

文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

MESC 61 月刊

文部時報 8月号

第1363号

平成2年8月10日印刷  
平成2年8月10日発行

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号

（営業所） 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2

電話 03-268-2141（代表） 振替口座 東京9-161番

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

定価500円（本体485円）（〒61円）

年間購読料6,000円（〒共）

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。  
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にお願いいたします。

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 1990